



福祉有償運送の活発な活動のために

十二月十九日(金)一〇時からウエルとばた三階三十三会議室で、「平成二十六年福祉有償運送実施団体意見交換会」が行われました。

毎年、北九州市のいのちをつなぐネットワーク推進課主催で開催され、今回は、福祉有償運送運営協議会の構成員五名を含む、北九州市の実施団体七団体、二十名の参加がありました。

「さわやか」から四名が参加しました。

初めに、いのちをつなぐネットワーク推進課の岩田光正課長は「今後とも福祉有償運送の実施団体が、活発な活動をしていただいで、地域貢献に繋がっていただければと思います」と挨拶がありました。

続いて、佐藤浩一係長より北九州市福祉有償運送運営協議会における書面審議



意見交換会の様子

についての設置要項の変更、及び福祉有償運送に関する

実態調査の結果、活動状況報告書、北九州市内の福祉有償運送実施団体一覧の更新についての説明があり、意見交換会に入りました。

初めに山田理事長は「何度かボランティア募集に関する情報提供をしていただき、パネル展示やチラシなどを置かせていただきましたが、なかなか成果が生まれませんでした。他に良いアイデアはありませんか」と話されました。

ターゲットを変えて 広報活動をして見ては それに対して認知症・草

の根ネットワーク理事の田代久美枝氏は「例えば企業などの総務課に相談して退職前の方々に募集をするなどをしたら良いのではないのでしょうか。

また、女性の方をターゲットに変えて広報活動をしたほうが良いかもしれません」と意見がありました。

次に、社会福祉協議会の中尾裕活動推進課長は「五月に九州電力にお願いをしてOBの方々の総会で『福祉有償運送』や『いきがい活動』について説明をさせていた

だきました」と話されました。また中尾氏は「八幡西区のボランティアセンターでフォロアップ研修を行ないました。今年、門司区、小倉南区の運転協力者が高齢化に伴い、事故などが少なくなかった為に運転協力

障害者週間 街頭啓発キャンペーン

十二月六日(土)午前十時から北九州市のJR小倉駅で、障害者週間に伴う街頭啓発のビラ配りが行われました。

これは、北九州市障害者団体連絡協議会(以下障害者団体連絡協議会)の啓発事業の一環で毎年行われているものです。

当日は四名の市議会議員の方や北九州市障害福祉課から十名と障団連の加盟団体三十九団体から、百十五名が集まりました。

障団連の北原会長と工藤保健福祉局局長の挨拶があり、

北九州市の人権の約束事運動のキャラクターのモモマルくんも応援に駆け付けてくれました。



今年「障害者差別解消法」が制定され平成二十八年の施行に向かって、市民の方々に広く理解されることを願っております。

たいと思いますので、随時他の団体との情報交換をしていきたいと思っております」と話されました。

佐藤係長が「他の団体で運転協力者に対して講習などを行っているところはありますか」と質問され、山田理事長は「他の団体ですが、JAFや警察を呼んで、講習を行ったりしています」と回答しました。

最後に佐藤係長は「本日出された意見や要望は、持ち帰り、情報を集めて検討をしていこうと思います」と話され、意見交換会は十一時二十分に終了しました。

事務局より年末年始のお知らせ

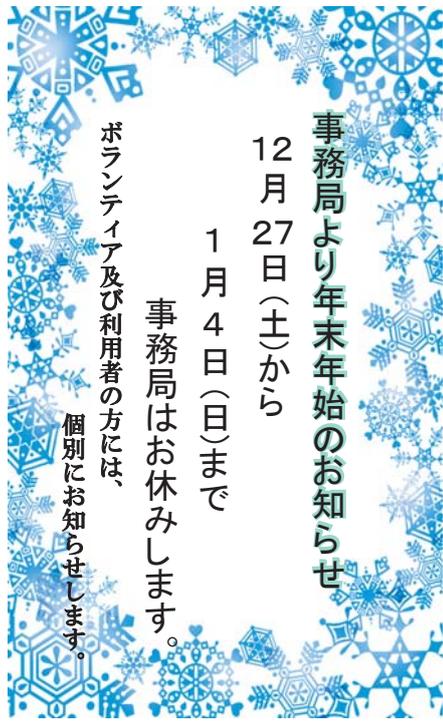
12月27日(土)から

1月4日(日)まで

事務局はお休みします。

ボランティア及び利用者の方には、

個別にお知らせします。



障害者週間とは

皆さん、障害者週間をご存知ですか？北九州市では街頭啓発とふれあいフェスタ二〇一四と称してチラシ配りとパネル展示をします。「さわやか」も参加します。そこで、障害者週間とは何かを皆さんと一緒に考えていこうと思います。

障害者週間の趣旨とは

障害者施策の基本的方向を定める「障害者基本計画」（平成十四年十二月二十四日閣議決定）においては、我が国が目指すべき社会として、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」を掲げています。このような「共生社会」は、国民一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むことによりはじめて実現できるものです。障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）においては、基本的理念として、すべての障害のある方に対し、「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活



を保障される権利を有する」

こと、「社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる」ことを宣言するとともに、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを明らかにしています。

「障害者週間」は、平成十六年六月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、

「障害者差別解消法」が施行される

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成二十五年八月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（い



障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の『障害の日』に代わるものとして設定されました。「障害者週間」の期間を中心に国や地方公共団体、関係団体等においては、様々な意識啓発に係る取組を展開します。「障害者週間」の関連行事については、内閣府におい

「障害者差別解消法」は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第四条を具体化するものとして位置づけられており、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業

者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、



て取りまとめ発表していますので是非、積極的に参加してみてください。
【参考】障害者基本法
第九条 国民の間に広く基本原則に関する関心と理解を深めるとともに、障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することを促進するため、障害者週間を設ける。
II・障害者週間は、十二月三日から十二月九日までの一週間とする。
III・国及び地方公共団体は障害者の自立及び社会参加の支援等に関する活動を行う民間の団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

障害者週間の経緯について

十二月九日は、昭和五十年（一九七五年）に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された日であり、国際障害者を記念して、昭和五十六年十一月二十八日に国際障害者年推進本部が「障害者の日」とすることが法律にも規定されました。その一方で十二月三日は、昭和五十七年（一九八二年）に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された日であり、これを記念して平成四年（一九九二年）の第四十七回国連総会において、「国際障害者デー」とすることが宣言されています。

「国際障害者デー」である十二月三日から我が国の「障害者の日」である十二月九日までの一週間については、平成七年六月二十七日に障害者施策推進本部が「障害者週間」とすることを決定しています。今回の障害者基本法の改正により、「障害者の日」は「障害者週間」へと拡大され、これまで障害者施策推進本部決定で設定されていた「障害者週間」も法律に基づくものとなりました。（インターネットより抜粋）